

[事案 26-44] 転換契約無効請求

・平成 26 年 10 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人によって、契約内容をよく理解しないまま転換させられたことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月の契約①（祝金付終身保険）から契約②（積立終身保険）への転換時、募集人から、契約②の保険料の一部が積立金から充当され、積立金が減少し続けることは伏せられていたので、転換契約を無効とするか取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人には十分に説明しており、募集人の説明義務違反や欺もう行為は認められないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が契約②の主契約の積立金から保険料の一部を充当すること、これにより積立金が減ることを申立人に伏せて募集した事実は認められない。
- (2) 転換前後の契約につき十分な説明をしているため申立人の錯誤は認められず、仮に認められたとしても、各種書面に明記されており申立人の重過失が認められる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、契約②において、実際は「保険料の一部は積立金から振り替えられており、死亡保障額は 11 年後に約 5 分の 1 まで漸減する」ことについて、「保険ファンド（積立金）からの振り替えはなく、積立金（死亡保障額）が終身一定である」と誤解していたことを理由に、要素の錯誤による転換契約無効（民法 95 条）もしくは詐欺による転換契約取消（民法 96 条 1 項）を求めているものと判断する。

2. 要素の錯誤による無効について

以下の事実を総合勘案すると、募集人は契約②の内容を説明したと強く推認され、この推認を覆す特段の事情は見出せず、錯誤を認定することは難しい。仮に錯誤が認定できても、申立人に「重大な過失」があり、申立人から無効を主張することはできない。

- (1) 提案書には、積立金から特約保険料の一部が振り替えられ、その都度積立金が減少することが明記され、経過年数による積立金の推移、保険料の内訳が目立つように掲載されている。
- (2) 申立人が署名・捺印した契約②の申込書には、「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「提案書・設計書」を受け取り、重要事項を説明されて契約内容とともに確認・了知した旨を認める捺印も存在する。「注意喚起情報」には、保険料の一部を積立金から支払うことができ、その場合積立金が毎月減少する旨明記がある。積立金が 80 歳まで増加し、その後定額終身保障となる図もあるが、積立金を保険料充当等しなかった場合と注記がある。

また、「ご契約のしおり」にも転換制度の図解があり、積立金を保険料充当する場合、積立金が漸減する旨説明がある。

3. 詐欺による意思表示の取消しについて

詐欺による転換取消し（民法 96 条 1 項）の主張も、上記「2.」同様である。